

# 廃棄物（ごみ）の不法投棄は犯罪です！

廃棄物（以下「ごみ」という。）の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌、地下水、河川等が汚染される等の深刻な環境問題につながる犯罪行為です。町では、不法投棄監視員による監視活動や防止対策等を強化していますが、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。地域ぐるみで監視活動や防止対策等を行い、美しくきれいな町づくりを推進しましょう。

また、個人の所有地（管理地）であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第5条関係の定めにより、清潔を保つこととされており、不適正な野外保管等は指導の対象となりますので、適正な処理をお願いいたします。



ごみ集積所への不法投棄

## ごみの不法投棄とは

ごみをごみの処分場以外の山林、原野、河川等にみだりに捨てたり埋めたりする行為のことです。

## ごみを不法投棄された土地の所有者（管理者）

廃掃法の定めにより、土地の所有者（管理者）は、ごみの不法投棄者が不明の場合、自らの責任でごみの処理を行うことになります。ごみの不法投棄者が判明した場合は、その者がごみの処理を行うこととなります。

## ごみの不法投棄で困っている場合

町では、ごみの不法投棄に対する啓発看板を作製設置し、一定の成果をあげています。ごみの不法投棄でお困りの場合は、役場環境保健係までご相談ください。

## ごみの不法投棄の罰則（廃掃法第25条、第32条関係）

### 【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はその併科  
法人 3億円以下の罰金

## ごみの不法投棄や不審な行為（車両）を発見した場合の連絡先（廃掃法第5条関係）

役場環境保健係……………0267-56-2311  
佐久地方事務所環境課…0267-63-3166



河川への不法投棄



駐車場への不法投棄